

- ター・スクール—公教育の選択・分権・民営化」  
『CLAIR REPORT』141号 1997
- ・ミルトン・フリードマン『資本主義と自由』西山千明 他訳 マグロウヒル好学社 1975
  - ・ *New York Times*, June 28, July 2, 2002
  - ・ *Washington Post*, June 28, 2002
  - ・ *Wall Street Journal*, June 28, 2002
  - ・ *Los Angeles Times*, June 28, 2002
  - ・ *Cleveland Plain Dealer*, June 28, 2002
  - ・ *International Herald Tribune*, June 29-30, July 3, July 5, 2002
  - ・ *CQ Weekly*, June 29, 2002
  - ・ *Education Week*, July 10, 2002
  - ・連邦会計検査院 (General Accounting Office)  
*School Vouchers: Publicly Funded Programs in Cleveland and Milwaukee* August 2001  
<http://www.gao.gov/new.items/d01914.pdf> (last access 2002 .8.29)
  - ・オハイオ州議会予算局 (Legislative Budget Office)  
“Cleveland Voucher System” Policy Brief No.5 1999  
<http://www.lbo.state.oh.us/124ga/publication>  
(last access 2002.8.29)
  - ・アメリカ教員連盟 (American Federation of Teachers)  
<http://www.aft.org/research/reports/clev/lawsays.html> (last access 2002.8.29)
  - ・全米教員連盟 (National Education Association)  
<http://www.nea.org/vouchers/>  
(last access 2002.8.29)
  - ・アメリカ的生活様式を守る会 (People for the American Way)  
<http://www.pfaw.org/issues/education/>  
(last access 2002.8.29)
  - ・ヘリテージ財団 (Heritage Foundation)  
<http://www.heritage.org/schools/ohio.html>  
(last access 2002.8.29)
  - ・教育改革センター (Center for Education Reform)  
<http://edreform.com/schoolchoice/>  
(last access 2002.8.29)
  - ・インスティテュート・フォー・ジャスティス (Institute for Justice)  
<http://www.ij.org/cases/index.html>  
(last access 2002.8.29)
  - ・チルドレン・ファースト・アメリカ (Children First America)  
<http://www.ij.org/cases/index.html> (last access 2002.8.29)
  - ・Moe, Terry M. *Schools, Vouchers, and the American Public*, Washington D.C.: Brookings Institution Press 2001
  - ・Witte, John F. *The Market Approach To Education: An Analysis of America's First Voucher Program*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press 2000
- (みやた ともゆき・海外立法情報課)

## 【短信：イギリス】

### 通信法案草案：メディア所有の規制緩和

岡久 慶

2002年5月7日、通信法案草案 (draft Communications Bill) が通商産業相パトリシア・

ヒューイト及び文化・メディア・スポーツ相テス・ジョウエルの両名によって公表され、労働党の上院議員であり映画製作者でもあるプットナム卿を長とする上下両院の合同委員会によって3ヶ月間にわたる協議、並びに立法作業に入る前の事前審査が行われることとなった。この草案はインターネット上で市民に公開されている。

通信法がまず草案として審議されることについては、本法が他の法律に広範な影響を及ぼすこと、並びに政治的に取り扱いに慎重を要する問題を含んでいることに鑑みて、政府が超党派的な同意を得ようとしたためといわれている。

本草案は、2001年7月12日公表の、通信改革の方向性を示した通信白書「通信の新しい未来」(The Communications White Paper-A New Future for Communications)の流れを汲むもので、通信分野の規制を担当する5つの組織<sup>(注1)</sup>を統合した独立行政法人である通信庁(Office of Communications: OFCOM)の機能を定めると同時に、通信・メディアの規制改革を進めることを目的とする。

上記白書によれば、通信はイギリスで最も成長著しい産業の分野であって、他の産業に比べ11%高い成長率を誇り、また平均個人消費支出の3.8%が電信電話、テレビ、その他の通信サービスに費やされている。テレビの分野では、2000年末には全世帯の4分の1がデジタル・テレビにアクセス可能となった。1980年にはチャンネルは3つで週300時間の放送しかなかったのが、今ではマルチチャンネルの普及でチャンネルは250、放送時間は週4万時間となった。

一方で、多様化した通信メディアがコンテンツの品質低下、若しくは有害コンテンツの蔓延を招くという危惧が指摘され、またテレビで同じ時間帯に数多くのチャンネルが視聴率を競えば、逆に視聴者を限定したユニークな番組が減

る可能性もある。通信メディアの品質や多様性を、市場のメカニズムではなく、統括された規制の枠組みで保障しようというのが、通信庁設置を推進する政府の意図である。

通信庁の規模は、職員1,100人と年間予算1億2,000万ポンド(約230億円)で、テレビ、ラジオ、電話、インターネット、無線通信など非常に広範な分野を担当する。その理事長職は「過去10年間で設置された中で最も影響力の大きい官職<sup>(注2)</sup>」と評されている。本誌前号でも紹介した、DSL系ブロードバンド普及のために英国電気通信株式会社(British Telecom)に電話回線を開放させることも、通信庁の職掌に含まれる。

なお、通信庁の機能を定め、通信及びメディア規制を改革する通信法が制定されるまでの準備を規定した2002年通信庁法(Office of Communications Act 2002)は、2002年3月19日に女王の裁可を受けて成立している。

この法律は、通商産業相及び文化・メディア・スポーツ相によって任命される理事長、その他の役員、職員から選ばれた役員(その中には庁長[Chief Executive]を含む)からなる3~6人の理事会を編成することを定めている。

### 通信法案草案の焦点

通信白書「通信の新しい未来」は、改革の意図するところを、①イギリスを世界で最も競争が激しく活力に富んだ通信市場にする、②テレビ、ラジオ、電話、インターネットなどへの全国民のアクセスを保障する、③市民、消費者の利益を守る、と説明している。特に①に関して言えば、メディア所有に関する現行の規制がどのように緩和されるのかが、注目を浴びてきた。

というのも、イギリスの全国紙4紙(日刊高級紙タイムズ、日刊タブロイド紙サン、日曜高

級紙サンデー・タイムズ、日曜タブロイド紙（ニュース・オブ・ザ・ワールド）を所有して全国紙市場で30%以上の占有率を持ち、併せてイギリス全世帯数の4分の1、570万世帯が加入するデジタル・テレビ・サービス BSkyB（British Sky Broadcasting）の株式を40%以上保有するニュース・コーポレーションの会長兼最高経営責任者ルパート・マードックが、さらに地上波テレビ放送<sup>(注4)</sup>に進出するため、複数メディアの所有（cross-media ownership）に関する規制撤廃を求め続けているとの噂が絶えないからだ。マードック自身はこの噂を否定している。

元来は保守党を支持してきた上記4紙は、1997年及び2001年の総選挙で労働党を支持したが、その「見返り」は、複数メディアの所有に関する規制の撤廃とユーロに参加しないことだったとの憶測も流れている<sup>(注5)</sup>。他方では、労働党政府がユーロ参加の国民投票において、マードックの支持を得るか、少なくともタイムズ紙だけでも賛成派に取り込みたいと考えており、その取引条件としてメディア関連の規制緩和を計画しているとも言われている。2001年総選挙（6月7日）後、ブレア政権のNo. 2で反ユーロ論者でもあるブラウン財務相が再任されて最初（同年6月12日）に迎えた来客はマードックで、30分にわたってこの話題を論じ合ったと伝えられている。

#### メディア所有に関する既存の規則

メディア所有を扱う現行の法律は、1973年公正取引法（Fair Trading Act 1973）並びに1990年及び1996年放送法（Broadcasting Act 1990, 1996）である。公正取引法は新聞の合併について規定し、放送法は複数メディアの所有及び放送会社の所有に関する規定を設けている。メディア所有に関して、通常の市場競争に関する規則以上に細かい規定がされているの

は、世論の多様性が民主主義を守るのに必要不可欠であるとの認識があるからである。以下に現在のメディア所有に関する規制を列記する。

- メディア所有を規制される個人、法人
  - ① 欧州経済領域（European Economic Area: EEA）外の個人又は法人（多重波層のテレビ放送や地域的な多重波層のラジオ放送等は例外）
  - ② 地方自治体
  - ③ 政治団体
  - ④ 宗教団体（ケーブルや衛星を介したテレビ、ラジオ放送、又は地域的なラジオ放送では例外もある。）
- テレビ放送の所有に関する規制
  - ① 複数のテレビ放送を所有することにより、視聴率15%以上を占有してはならない。
  - ② チャンネル3の全国放送とチャンネル5を同時に所有してはならない。
  - ③ BBCとチャンネル4は、チャンネル3、チャンネル5及び地方放送を所有してはならない。

※上記チャンネルの詳細は（注4）を参照
- ラジオ放送所有に関する規制
  - ① ラジオ放送所有は、受信可能な人口を基準としたポイント制で管理されており、いかなる個人、団体も吸収・合併によって全ポイントの15%以上を占めることは認められない。
  - ② 全国的アナログラジオ放送、全国的多重チャンネル、全国的デジタル音声放送に関しては、2つ以上の所有は許可されない。
- 新聞所有に関する規制
 

新聞社の吸収合併により、新聞の一日の販売部数が50万を越える場合、合併に先立って国務大臣（通商産業相）の許可を得なければな

らない。

- ・複数メディアの所有に関する規制  
全国紙市場で20%以上の占有率を持つ新聞の所有者は、チャンネル3、チャンネル5、及び全国的又は地方的なラジオ放送の株式の20%以上を所有してはならない。

しかし、通信・メディア部門における技術の進歩、市場競争の国際化といった環境の変化に伴い、政府はメディア関連の規制緩和に乗り出した。通信法の草案公表に先立って、政府は2001年11月26日「2001年メディア所有協議書」<sup>(注6)</sup>を刊行し、規制緩和の方向性に対する新聞社、テレビ・ラジオ放送局、学者の反応を探っている。

#### 通信法案草案の要点

草案は、全6部259条及び附則13、これに加えてメディア所有に関する補足条項(260~268条が追加され、附則も修正される)から構成される。その要点を簡略に列挙する。

#### 第1部 「通信庁の機能」(第1条~第21条)

- ・放送水準委員会、独立テレビ委員会、電信電話庁、ラジオ公社、無線通信庁を統合して、通信庁を設置する。正式な活動は2003年からとする。
- ・コンテンツ理事会(Content Board)を設置し、そのメンバーにメディア業界と利害関係を持たない者を任命する。当理事会は、テレビ、ラジオ等で放送される内容が、多様な嗜好や一般的に受け入れられる水準を満たすよう勧告する。
- ・通信庁は、消費者委員会(Consumer

Panel)のメンバーを、国務大臣の許可を得て任命する。消費者委員会は通信庁から独立したものとして設置され、消費者の立場から通信庁に勧告を与える。通信庁が勧告を受入れない場合、その理由を明らかにしなければならない。サービス提供そのものに焦点を置くが、広告の中身など消費者に関係ある分野について意見を求められれば、それに対応する。

- ・国務大臣は国家安全保障や公共の安全、健康に影響を及ぼす問題に関して、通信庁に直接指示を下すことができる。

#### 第2部 「ネットワーク、サービス、ラジオ周波帯」(第22条~第143条)

- ・2002年2月14日、欧州連合が採択した4つの指令<sup>(注7)</sup>を国内法化する。その要点は以下のとおり。
  - ①通信に使われるリソースが限られている場合(周波数や電話番号)を除き、許可なく通信業を営むことを刑事犯罪とした現行の制度を廃止する。ただし各国の通信業者はそれぞれの規制機関(イギリスでは通信庁)に通信内容を報告し、また当該機関の規制に従わなければならない。
  - ②相当な市場力(significant market power [SMP])の定義に即して国内基準を設ける。各国の規制機関は特定のサービス提供業者がこの力を持つと認定することができ、市場での競争を維持するために様々な義務を課すことを可能とする。この認定に関しては欧州委員会がその判断を覆すことができる。
- ・周波数の使用許可制度は、通信庁が継続して引き継ぐ。また業者間で周波数使用权の売買、貸借を可能とし、その取り引きを通信庁

が規制する。

- 現在許可制度の対象でない種類の周波数使用（例：衛星波）については、新たに認可制度を創設する。認可された周波数へのアクセス権（Recognised Spectrum Access: RSA）は、許可制度によるものと同様に課金対象とすることができ、売買も可能である。相互の交換もできる。

### 第3部 「テレビ及びラジオサービス」（第144条～第239条）

- BBCと国務大臣の協定書（〔注4〕を参照）を改正し、通信庁がBBCの規制を行うことを可能とする。下記③の規則とあいまって、BBCにおける理事会の自己規制と外部規制のバランスは、民放局とほぼ同レベルとする。
- テレビ放送の規制は、①全ての放送に関わる共通規則、②BBC、チャンネル3、4、5の公共サービス放送に関わる規則（公共サービス義務）、③公共サービス放送の自己規制に関する規則、の3段階で運用する。①には番組や広告のコンテンツ規制、テレビ・ラジオ関係職における機会均等制が含まれ、②には全国放送の無料提供、視聴率が最も高い時間帯におけるニュース、時事報道番組の割り当て、放送時間の25%に独立プロダクションの番組を割り当てることなどが含まれ、③には該当する放送局が年次ごとの番組方針を打ち出し、その達成状況を通信庁に毎年報告することなどが含まれる。
- 公共サービス放送<sup>(注8)</sup>を法律の中で明記し、公共サービス放送が全ての放送形態で放送されることを保証する。衛星放送局は公共サービス

放送を加入者に余分な課金をすることなく提供しなければならない。また公共サービス放送は主要な衛星放送局にそのチャンネルを放送させなければならない。公共サービス放送局は、衛星放送でしか公共サービス放送を視聴できないが、衛星放送料金を払いたくない視聴者に対し、専用のチューナーを提供しなければならない。

- 許可の規定に違反したテレビ局は、最高で25万ポンドか収入の5%（初犯は10万ポンドか収入の3%）のどちらか高い方を罰金として科せられる。ラジオ放送局に関しては、罰金を5万ポンドから25万ポンドに引き上げる。

### 第4部 「テレビ受信の許可」（第240条～第245条）

- BBCによる視聴料の徴収に関する現行の法律の規定を統合する。

### 第5部 「競争促進機能」（第246～249条）

- 通信庁は、通信分野に対して公正取引庁と並行して1998年競争法及び1974年公正取引法を執行する権限を持つ。

### 第6部 「雑則及び補足」（第250条～第259条）

個人、法人によるメディア所有の規制（第260条～第268条）

- EEA外の個人若しくは法人によるテレビ放送、ラジオ放送の所有制限を廃止する。地方公共団体及び宗教団体によるメディア所有を拡大する。
- テレビ放送所有に関する規制

①テレビ局の買収・合併によって、視聴率15%を越えてはならないという現行の規制を廃止する。これによりチャンネル3の合併統合が可能となる。

②チャンネル3の全国放送とチャンネル5の同時所有を可能とする。

・ラジオ放送所有に関する規制

①ポイント制を基準とした、現行のラジオ放送の所有規制を廃止し、通信庁の勧告を受けた競争法の執行機関が占有の限度等を判断することとする。

②複数の全国的アナログラジオ放送を所有することを可能とする。

・新聞所有に関する規制

①合併吸収に先立って、国務大臣の許可を必要としている現行の条項を廃止する。ただし公正取引庁が、新聞社の合併が（世論の）多様性を損なうと判断したとき、国務大臣はこれを競争委員会の審議にかけることができる。

・複数メディアの所有に関する規制

①全国紙市場で20%以上の占有率を持つ新聞の所有者が、チャンネル5及び全国的ラジオ放送の株式を20%以上所有することを可能とする。

・メディア・コンテンツの規制

①メディア所有の集中によって放送内容の質、多様性、公平性が損なわれないように、通信庁は、3年に1度、メディア所有に関する規則を見直すことができる。

②チャンネル3を構成する放送局の所有者が変わった場合には、その地域的性格を維持するために、通信庁は許可の内容を変更することができる。

③チャンネル5には、独立プロダクションの作品を放映する義務<sup>(注9)</sup>や新番組を放映する義務などが新たに課せられる。通信庁は放送所有許可の内容を修正し、これらの義務を拡大・縮小することができる。チャンネル5の所有者が変わった時、チャンネル5の既存の性格を維持するために、通信庁は許可の内容を変更することができる。

草案への反応

草案が無修正で成立した場合、ルパート・マードックにはチャンネル5買収の道が開かれる。しかしチャンネル3に関しては、複数メディアの所有に関する規定がまだ残っているため、他のアメリカ系メディア企業が進出してくる可能性が強いとされる。

チャンネル5の所有が規制緩和の対象となった理由としては、業績不振で新たな投資が必要とされていること、市場占有率が6%と低いこと、元々規制が緩く番組の多様性を守るという役割がBBC、チャンネル3、チャンネル4に比べて低いと評価されていることなどが考えられる。

しかし、マードックがチャンネル5を買収すれば、BSkyBと合同でプレミア・リーグの放映権を買い占める、あるいはニュース・コーポレーション系列で作成されたアメリカの人気映画やドラマ・シリーズの放送権を独占して市場占有率を高めるのは間違いない。こうなるとライバルのチャンネル3は駆逐され、また安価なアメリカ製番組の輸入によってイギリスの独立プロダクションが淘汰されるのではないかといった危惧がある。今ではイギリス最大の日刊紙として350万以上の発行部数を誇るサン紙も、1969年にマードックが買収するまでは85万の発行部数に過ぎなかったのである。

またチャンネル3がアメリカ系企業によって買収されれば、同様にアメリカで作成された番

組が大量輸入され、国内の独立プロダクションを圧迫するであろうと見られている。

加えて、たとえばアメリカにおいても、マードック自身が国籍変更を余儀なくされたように、外国籍の個人及び法人がメディア業界に進出することに厳しい規制がある。草案で提案された世界に例のない「門戸開放」が適切なのか、国内のメディア業界や与党内からも批判的な声強い。

政府は、通信庁に与えられたメディア・コンテンツ規制の権限が、チャンネル5における番組の品質、多様性、そして国内メディア産業の窓口を保障するとし、市場開放による投資拡大、異なる経営手法の導入などで得るもの大きいと反論している。

#### 合同委員会の結論

上下両院の合同委員会は、7月31日に草案に関する報告書<sup>(注10)</sup>を提出した。以下にその要点を列記する。

- ① BBCの独立プロダクションの番組を放送する義務、及びこれまでBBC内部の理事会が管轄してきた公正取引を監視する機能を通信庁に移行し、BBCによる違反に対し罰金を科すことを可能とする。
- ② 複数メディアの所有の規制をチャンネル3に残し、チャンネル5から外す理由が薄弱。チャンネル5が規制撤廃によって、市場占有率を高める可能性は否定できず、そうなれば不健全な集中が生じる恐れがある。
- ③ イギリスのメディア市場を海外企業に開放することが、投資増大につながるという政府の議論は証明されていない。またアメリカ系企業は、アメリカ製番組を使い回すことで投資を回収しようとするのが確実である。

EEA外への市場開放は、通信庁が一定の観察期間において勧告を出した後に行うべきである。

合同委員会の報告書は、7月31日以前から各紙にその概略が報じられていたが、ブレア首相はメディア所有の規制緩和は「交渉対象ではない」としており、また報告が発表された後もジョウエル・メディア相が「規制緩和を推進する立場に変わりはない」と発言し、政府がどれほど合同委員会に譲歩する用意があるかは不透明である。万が一、合同委員会の勧告を政府が無視して強引に法案を提出すれば、院内幹事を通じた統制によって下院を通過させることはできても、与党が多数派を形成していない上院から突き返される可能性が高いと見られている。

2002年11月19日、下院で通信法案が提出された。地域ラジオ放送局の所有が制限されるなど、合同委員会提案による小さな修正が加えられているが、①～③の大きな論点に関しては、草案がそのまま引き継がれている。

(注)

(1) 統合される組織は以下の通りである。

①放送水準委員会 (Broadcasting Standards Commission) : 1996年放送法 (Broadcasting Act 1996) に基づき設置される。地上波と衛星の双方を含む、テレビとラジオの放送を規制し、放送における水準と公正さを定め、これを監視し、研究し、報告し、又は苦情を処理する。

②独立テレビ委員会 (Independent Television Commission, ITC) : 1990年放送法、1996年放送法に基づき設置される。民放テレビ局が、国内で、あるいは海外へ放送することを許可する。許可したテレビ会社の放送コンテンツ (性や暴力の描写、公平さ、または宗教番組など) を監視し、規制の違反に対して罰金を科すことができる。

③電信電話庁 (Office of Telecommunications : OfTel) : 1984年電信電話法 (Telecommunications Act 1984) に基づいて設置された。この法律はブリティッシュ・テレコム (BT) の民営化と OfTel 設置を定めた。OfTel は通信分野における消費者の利益を守り、競争を促進する。つまり、BT の通信市場独占を抑制する役割を担う。

④ラジオ公社 (Radio Authority) : 1990年放送法に基づき設置された。民放ラジオ局の許可及び監督を担う。

⑤無線通信庁 (Radiocommunications Agency) : 1990年設置。貿易産業省に所属し、非軍事的な電波スペクトラムの管理を担当する。主として混信の取り締まりを担う。

(2) *Guardian*, July 29, 2002

(3) 「イギリス政府によるブロードバンド普及戦略の概況」岡久慶『外国の立法』第213号2002年8月 p.p.171-176

(4) イギリスの地上波テレビはBBC 1、BBC 2、チャンネル3 (ITV)、チャンネル4、チャンネル5の放送局が行っている。

・BBCは視聴料で運営される。運営は定期的に更新される設立勅許状 (Royal Charter) とそれに付随する国務大臣との協定書に基づき、理事会が自主的に行って、ITCの管轄下でない。近年は視聴率獲得に重点を置いた路線の成功により視聴率でチャンネル3を上回り、またインターネット、デジタルテレビなどへ積極的進出を図っているため、民放局の非難を受けている。

・チャンネル3は15の地方に拠点を置くテレビ会社と、全国的に朝の放送を行う会社から編成される。ITCの許可の条件として、番組の品質と多様性を保障し、子供向け、地方向け、障害者向けの番組を放送することが規定されている。イギリスで最も人気のある民放チャンネルで、ITV (Independent Television : 独立テレビ局) と呼ばれる。

・チャンネル4は1982年に放送を開始し、1990年放送法で非営利団体に定められた。チャンネル3と異

なる特徴を持つことが規定されており、ITCの許可の条件として、品質の高いニュース番組、時事問題、教育番組、学校向け番組などの放送に、一定時間以上を充てなければならない。

・チャンネル5はイギリス国民の視聴できる番組の幅を広げ、高品質の番組を提供する目的で、1990年放送法第28条の規定によりその設立が定められた。1997年に放送を開始。法定された制約が少なく、業績が芳しくないことで、規制緩和に伴い買収対象になると見られている。

(5) ルパート・マードックは、2002年6月11日のフィナンシャル・タイムズ紙とのインタビューの中で、もしユーロ参加の国民投票が行われれば「(イギリスの) 主権のため」明確に反対の立場を取る (マードック自身は元オーストラリア国籍のアメリカ人で、イギリスにおける選挙権はない) として、配下の4紙が反対のキャンペーンを張ることをほめかしている。

(6) Media Ownership Consultation Paper 2001  
文化・メディア・スポーツ省サイトで公開されている  
[http://www.culture.gov.uk/PDF/media\\_ownership\\_2001.pdf](http://www.culture.gov.uk/PDF/media_ownership_2001.pdf)

(7) 下記参照。2003年7月25日までにそれらを実施することが求められているが、それ以前に本法が成立するか否か不透明であるため、一部は欧州共同体法を通じた規則によって導入される。

・「2002年3月7日の欧州議会及び理事会の電子通信ネットワーク並びに関連した施設に対するアクセスと連結に関する指令2002/20/EC」 (Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities)

・「2002年3月7日の欧州議会及び理事会の電子通信ネットワークとサービスの許可に関する指令2002/20/EC」 (Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communi-



cations networks and services)、「2002年3月7日の欧州議会及び理事会の電子通信ネットワークとサービスの共通した規制の枠組みに関する指令2002/21/EC」(Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services)

・「2002年3月7日の欧州議会及び理事会の電子通信ネットワークとサービスに関連した全国サービス及び利用者の権利に関する指令2002/22/EC」(Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services)

- (8) Public Service Broadcasting: PSB。BBCの初代会長リース卿が最初に用いた概念で、放送が情報を与え、教育し、娯楽を提供するという3つの目的を果たすものとする。BBC、チャンネル3、4、5は全て公共サービス義務を負っている。
- (9) 独立プロダクションの作品を放映する義務 (Independent productions obligations) は1990年放送

法で定められた義務で、これを課せられたテレビ局は放送時間の25%を独立プロダクションが製作した番組の放映に充てなければならない。現在ではBBCとチャンネル3がそれに該当するが、実際に独立プロダクションの作品を最も積極的に放映しているのは、チャンネル4である。イギリスには全国で1500の独立プロダクションが存在し、年間10億ポンド相当の作品を生産している。

(10) Joint Committee on Draft Communications Bill-Report

議会サイトで公開されている。

<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200102/jtselect/jtcom/169/16901.htm>

#### (参考文献)

- (1) 政府の通信草案草稿紹介サイト  
(<http://www.communicationsbill.gov.uk/>)
- (2) 通信白書「通信の新しい未来」紹介サイト  
(The Communications White Paper-A New Future for Communications)

(おかひさ けい・海外立法情報課)

## 【短信：ドイツ】

### ドイツ連邦共和国基本法の改正——動物保護に関する規定の導入

渡邊 斉志

2002年7月26日、ドイツ連邦共和国基本法(以下「基本法」という。)第20a条を改正する法律が公布され、翌27日に施行された。<sup>(注1)</sup>この法律は、動物保護規定を基本法に導入することを目的としたものである。

法案は、2002年4月23日に連邦議会に提出、<sup>(注2)</sup>5月17日に可決され、その後、2002年6月21日

に連邦参議院の同意を得ている。同じ7月26日に基本法第96条を改正する法律が公布されているため、基本法としては50回目及び51回目の改正が行われたことになる。

#### これまでの立法動向

ドイツでは、既に1871年のドイツ帝国刑法典